

令和 7 年 第 2 回  
紀の川市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 2 月 25 日(火)午前 9 時 31 分～
- 2 会 場 紀の川市役所 4 階 402 中会議室
- 3 出席者 貴志康弘・長谷弘司・上中史子・小川真司・岡井良樹
- 4 欠席者
- 5 出席職員 教育部長 藤井丈士・教育審議監 岡本紹子・次長兼教育総務課長  
楠部昌洋・教育総務課学校再編推進室長 柑本浩至・教育総務課副  
課長 谷福靖司・次長兼生涯学習課長 脇谷卓也・生涯学習課副課  
長 小西晴久・生涯スポーツ課長 山中邦弘・統括人事主事 三嶋  
和哉・統括指導主事 榎戸多恵・主任指導主事 松尾千鶴・主任指  
導主事 森口裕介・地域スポーツコーディネーター 高岸隆行・教  
育総務課主事 田中奈々
- 6 傍聴者 なし
- 7 協議事項

◎開会の宣告

○教育長

それでは、皆さんおはようございます。

寒い日が続いておりましたが、今週末からようやく暖かくなってくるということでござい

ます。

ただ今から令和 7 年第 2 回紀の川市教育委員会定例会を開催させていただきます。

---

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、長谷委員、岡井委員を指名します。よろしくお願いいたします。

---

### ◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期の決定を行います。

会期は本日1日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議がないようですので、会期については本日1日間と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○教育長

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、私のほうから報告させていただきたいと思います。

1点目は、先日9日日曜日に行われました、和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競争大会での結果を報告させていただきます。

紀の川市チームは子供たちも本当によく頑張り、4位に入賞いたしました。区間賞では1区で打田中学校3年生男子の前春馬さんが2年連続1位に、6区では安楽川小学校5年生女子の西澤杏さんが1位に、9区では安楽川小学校6年生男子の宮村隼人さんが3位に入賞いたしました。

委員の先生方にはお忙しい中、当日応援をいただきましてありがとうございました。

以上、私からの諸般の報告でしたが、これについてご質問・ご意見等はありませんか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にないようですので、諸般の報告については終わります。

---

## ◎議案第 6 号について

○教育長

日程第 4、議案上程。

議案第 6 号、教職員（管理職）人事についてでございます。

人事案件でありますので、この議案については、記録はとりますが非公開審議とさせていただきます。

関係者以外は退席してください。

（関係者以外 退席）

○教育長

それでは、教職員（管理職）人事について説明を求めます。

○統括人事主事

【教職員（管理職）人事について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。

（発言するものなし）

○教育長

なければ、このことについてご承認いただけますか。

（異議なしの声）

○教育長

ありがとうございました。

議案第 6 号 教職員（管理職）人事については、ただ今承認されました。

県へ付議させていただきます。

入室を許可します。

（関係者以外 入室）

---

## ◎議案第 7 号について

○教育長

再開します。

次に、議案第 7 号、紀の川市教育集会所管理運営規則の廃止について説明を求めます。

○生涯学習課長

【議案第 7 号、紀の川市教育集会所管理運営規則の廃止について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、ご意見・ご質問等はありませんか。  
よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 7 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 7 号、紀の川市教育集会所管理運営規則の廃止については承認されました。

---

#### ◎議案第 8 号について

○教育長

続きまして、議案第 8 号、紀の川市地区公民館分館設置規則の一部改正について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市地区公民館分館設置規則の一部改正について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。  
よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 8 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 8 号、紀の川市地区公民館分館設置規則の一部改正については承認されました。

---

#### ◎議案第 9 号について

○教育長

続いて、議案第 9 号、紀の川市私立幼稚園第二子以降保育料無料化事業費補助金交付要綱の一部改正について説明を求めます。

○教育総務課長

【紀の川市私立幼稚園第二子以降保育料無料化事業費補助金交付要綱の一部改正について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

○A 委員

2 点ご質問させていただきます。

まず 1 点目が、そもそも食材料費は年間 1 人当たりどれぐらい掛かっておるものなのかという基礎的な情報をください。

2 点目が、今回の補助対象は、市町村民税を指標として所得要件がかかっているかと思いますが、この要件のもとで漏れる世帯の割合はどれぐらいあるのかということを教えてください。

以上、2 点お願いします。

○教育総務課長

A 委員のご質問の件について、少し調べさせていただいてよろしいでしょうか。後程ご回答させていただきたいと思います。

○教育長

よろしいですか。

○A 委員

はい。

○教育長

他にございませんか。

○B 委員

1 点質問させてください。

昨今ですね、外国人労働者の方が日本に多く来られておると思います。紀の川市のほうでも最近増えてきたのかなというふうに思いますが、その辺りのサービスの違いは特にないでしょうか。

○教育総務課長

外国人の子供さんのほうですかね。

○B 委員

そうです。国籍の件でお聞きしたいです。

○教育総務課長

B 委員のご質問についても少し調べさせていただきたいと思います。後程回答させていただきます。

○B 委員

わかりました。よろしくお願いします。

○教育長

他にございませんか。

A 委員。

○A 委員

もう 1 点お願いします。

市町村民税が 7 万 7,100 円となっておりますが、控除額が平均並みであった場合、世帯所得いくらぐらいを想定になっているのかを併せて後で教えていただけたらと思います。イメージしやすくするためにお願いします。

○教育長

○教育総務課長

それも一緒に調べさせていただきます。

○教育長

他にご質問等はございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

第 9 号については、事務局からの回答の後に決めさせていただきたいと思います。

---

### ◎議案第 10 号について

○教育長

それでは、先に議案第 10 号について、紀の川市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について説明を求めます。

○教育総務課長

【紀の川市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。  
よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 10 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 10 号、紀の川市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正については承認されました。

---

## ◎議案第 11 号について

○教育長

続いて、議案第 11 号、紀の川市学校施設屋内運動場空調設備の使用に係る実費の徴収に関する要綱の制定について説明を求めます。

○教育総務課副課長

【紀の川市学校施設屋内運動場空調設備の使用に係る実費の徴収に関する要綱の制定について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。

B 委員。

○B 委員

1 点質問させてください。

紀の川市学校施設は小学校・中学校全ての施設という認識でよろしいでしょうか。

○教育総務課副課長

全ての小学校・中学校の屋内運動場施設になりますが、現在、空調設備が付いているのは中学校の屋内運動場施設になります。

○B 委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

他にありませんか。

○C 委員

使用を希望する場合は届出とか、実際に空調を稼動する場合には誰がスイッチを押すかなど、その辺りはどうなっていますか。

○教育総務課副課長

申請書を提出いただいた時に、使用方法についての説明をさせていただくつもりです。

○C 委員

わかりました。

○教育長

C 委員。

○C 委員

もう 1 点お願いします。

その熱中症対策ということで、今日は涼しいとか、熱中症警戒アラートが発出されているなど、事前に予測して申請するのがなかなか難しいという状況があります。その辺りはどのようにお考えですか。

○教育総務課副課長

一応使用できる目安としましては 6 月から 9 月までで、暑さ指数が 28 度以上の場合を想定しております。そのなかでも夏場においては、実際の天気の場合もあるかと思いますので、申請いただいても実際使わなかったらもう使わなかったよという事後の報告をいただくことになるかと思います。

○C 委員

わかりました。

○教育長

よろしいですか。

○C 委員

先程ご説明あった通り、中学校の屋内運動場には空調設備が設置されておりますが、例えば、小学校の屋内運動場には現在空調設備が設置されておられません。ただ、学校体育施設は市の財産、市民の財産ということで、例えばママさんバレーであったりスポーツ少年団であったり、あるいは一般の方も学校開放ということで申請をして許可をいただいた場合、利用する主催者が熱中症対策をするのは当然ではありますが、今年の気温になりますと、本当に使用者だけではもう止めるか死ぬかという状況の時もあります。

例えば、扇風機を購入して、学校の体育の時でも直ぐに出して使えるような対策とか。6 月から 9 月について、使用する方々にも簡単な物でいいと思いますが、何らかの熱中症対策を用意したほうがいいのではないかと思います。

定期的に使う団体は、教頭先生や校長先生にお願いして扇風機などを購入して、自分たちが使用する時は出してきて使っているということなのですが、初めて利用する方だと、この体育館には扇風機もない、クーラーもつけられないとなった時に、やはり支障が出て

くるのではないかとということで、お考えいただいたらありがたいと思います。

以上です。

○教育部長

先程副課長のほうから少し説明もありましたが、今回の要綱について、一般の貸し出しについては今のところ管理面等がございますので、外させていただきます。

C 委員おっしゃるのも十分わかりますので、当然暑さ対策として学校で扇風機もいくつか買っておりますので、そういう関係の分は各学校と相談して、そういう時には出せるような形で協力してもらおうということで学校のほうへはお願いするようにします。

以上です。

○教育長

他にございませんか。

○A 委員

付していただいている内規の文章ですが、少し細かいことで恐縮ですけれども。ここに書かれていることは、以下の時は免除対象であるという認識でよいかと思うのですけれども。

これだけ見た場合、免除のことを言っているかどうかわからなくて、使用できるのは以下の時だけですよというふうな誤解を招きかねないと思うので、単語として「免除」を入れておいたほうが望ましいと思います。

以上です。

○教育総務課副課長

ありがとうございます。そのように訂正したいと思います。

○教育長

他にございませんか。

○D 委員

私の認識が古いかもしれませんが、学校のほうに体育館を貸してくださいというふうに申請がきます。学校はもし中学校で空調使ったら 1 時間 2,000 円ということで申請してもらおうと思いますが、そのお金の徴収などの事務的なことはどうなりますか。例えば、振込であるなど、教えてください。

○教育長

○教育総務課副課長

申請に来ていただいた時に、空調を使用するという時には3連の納付書をお渡しして、  
実際その使った後にでも振り込んでいただくような形になるかと思います。

○教育長

暫時休憩します。

休憩 10 時 21 分

再開 10 時 26 分

○教育長

再開をいたします。

○教育総務課副課長

先程 A 委員おっしゃられた内規のこの質問について少し訂正をしたいと思います。

その内規では使用条件を定めておりますので、免除できるのは要綱の第 4 条で適用除外として市が主体となって事業を行うために屋内運動場を使用する時としています。内規では空調設備の使用条件を定めているということです。

○教育長

中体連の公式大会も免除で。

○教育総務課副課長

中体連は使用できますが、実費徴収の対象となります。

○教育総務課副課長

有料で中体連は使用できます。内規で定めているのは、そもそもの空調使用の条件です。

○教育長

5 つとも使えるということですね。

○教育総務課副課長

この 5 つは空調を使うことができます。ただし、中体連のみ免除になりません。

○教育長

A 委員。

○A 委員

そうであれば、表題を使用に関する内規にしておくべきだと思います。  
以上です。

○教育総務課副課長

ありがとうございます。使用に関する内規ということで訂正させていただきます。

○教育長

他にございませんか。  
よろしいですか。いいですか。

(発言する者なし)

○教育長

それでは、議案第 11 号について承認することに異議ございませんか。  
(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。  
それでは、議案第 11 号、紀の川市学校施設屋内運動場空調設備の使用に係る実費の徴収に関する要綱の制定については承認されました。

---

### ◎議案第 9 号について

○教育長

続いて、議案第 9 号に戻ります。

○教育総務課長

先程、議案第 9 号でご質問いただいていたことについてご回答のほうさせていただきたいと思います。

まず 1 点目、その食材料費が年間いくら程度かということでのご質問あったかと思います。これが実際は園によって違うようですが、この補助対象といたしましては、まず国の子ども・子育て支援制度で月額最大 4,800 円まで対象になります。仮にそれを超えた分につきましては、県の補助金のほうで対象とするということで、先程ご説明させていただいたのがその県のほうの支援制度に市も拡充して乗るという形になります。

続きまして、所得要件ということでご質問いただいていた件ですが、年間 7 万 7,100 円の市民税の世帯所得割額ということになっておりますけども、そちらも国の制度のほうでの対象となっております。

それと所得要件によって漏れる子供がいるのではないかとということもご質問いただいていたと思いますが、3 人目以降の子供の場合についてはその所得要件はないということです。国の制度ではあるのですが、県の制度では所得要件はないということです。

それと、B 委員のほうから外国籍の子供についてはどうかということでご質問いただいております、紀の川市に住民票があれば外国籍の子供も対象となるということでございます。

以上です。

○教育長

他に。

よろしいですか。

○A 委員

最初の食材料費のところで、私が伺いたかったのは家庭の負担額です。どれぐらいその世帯が負担しておるのか。要するに、この免除をすることによっていかほどの軽減効果があって、いわば子供を育てやすくなって、またお子さんが増えるなどの効果につながるかを見る上で、どれぐらいの家庭の負担額減があるかというのを知りたいので、そこをお知らせいただけたらと思います。

○教育総務課長

園によって違いますが、月額最大 4,800 円までその食材料費を見ていただけるということで、最大で考えると年間 5 万 7,600 円程度の軽減になると考えております。

○教育長

A 委員。

○A 委員

私の理解の仕方がそもそも誤っているのかもしれませんが、この 4,800 円は元々あるものではないのですか。現状家庭が負担していた額というのは、そもそもないという認識でしょうか。

○教育総務課長

元々国の制度で、第三子以降で月額 4,800 円ということで申し上げておりましたが、第

三子の数え方が、第一子が小学校の 3 年生以下で、そこから数えて第三子ということになるようです。1 人目で小学校の 5 年生、2 人目が小学校 2 年、3 人目が保育所となる場合は、実際 3 人いても第三子には該当しないようです。

ただ、県の制度では上の子供が小学校 5 年生であってもその子を 1 人目として数えるので、第三子の対象が増えるというか、その子供も対象となるということです。

ですので、今まで貰えなかった第三子の子供の分が負担軽減になってくるということになるかと思います。後程資料もお渡ししたいと思います。

○教育長

A 委員。

○A 委員

私の最初の理解でいくと、私立幼稚園で第二子以降は保育料無償化になると。ただし、第二子に関して食材料費はかかるよと。第三子に関しては保育料プラス食材料費も無償化しますよという取り組みという認識でした。今の説明を伺うと、そもそもの理解に誤りがあるように感じているので、資料を拝見した上で再度考えます。すみません。

○教育総務課長

後程資料をもってご説明させていただきたいと思います。

○教育長

暫時休憩します。

休憩 10 時 39 分

再開 10 時 47 分

○教育長

再開します。

それでは、第 9 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 9 号、紀の川市私立幼稚園第二子以降保育料無料化事業費補助金交付要綱の一部改正については承認されました。

議案については以上です。

---

◎令和 7 年度における学校閉庁について

○教育長

続きまして、日程第 5、報告事項。

令和 7 年度における学校閉庁について説明を求めます。

○教育部長

【令和 7 年度における学校閉庁について説明】

○教育長

説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようです。

---

◎部活動地域連携、地域移行展開に係るスケジュールについて

○教育長

続いて、部活動地域連携地域展開に係るスケジュールについて説明を求めます。

○地域スポーツコーディネーター

【部活動地域連携、地域展開に係るスケジュールについて説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについてご意見・ご質問等はございませんか。

○A 委員

この拠点校方式で考える際に、子供たちの移動については誰がどのように行いますか。  
子供が自分で行くのか、親御さんが送るのか。また、学校の先生が送るのか。その辺り具体的に教えてください。

○地域スポーツコーディネーター

先程の A 委員のご質問ですが、生徒の移動につきましては基本的に保護者の責任において行っていただくという形を取っております。

○A 委員

なかなか全ての保護者が対応するのは難しいと思います。例えば、乗り合わせとかそういうふうな対応が実際されているのでしょうか。一人ひとり親御さんが個別で送られているのでしょうか。

○地域スポーツコーディネーター

一応文書には保護者の責任においてという形で、全国的にいつもそういう記述がされていますのでそうしておりますが、現在、拠点校ではなくて合同クラブという形式を取って活動しているクラブ、種目もあります。だいたい親御さんが協力して乗り合わせで送り迎えを分担していただいています。近くであれば子供が自転車で移動しているというような形もあるみたいです。そういう形で今対応させてもらっている状況です。

○A 委員

ご説明ありがとうございます。

親御さんの都合でクラブに参加できないというお子さんが減るように、ある程度学校側からでも輪番というか、保護者の協力の仕方などを提案するようなものを含めて、より多くのお子さんに取り組めるようにサポートしていただければと思います。

○地域スポーツコーディネーター

A 委員のご指摘のように、本当に乗合タクシーとか全国的に色々工夫されているところもありますので、そういったところの研究も重ねながら進めていきたいと思っております。

また、追加で申し訳ないのですが、会議の報告につきましては、教育委員会のホームページのほうにも載せておりますので、またご覧おきください。

以上です。

○教育長

よろしいですか。

○D 委員

ご説明ありがとうございます。

2 枚目のこの予定案で、令和 7 年で追加配置予定支援員ということで、例えば貴志川中学校では卓球、陸上、ハンドボール、1・1・1 っていうふうに支援員の人数が載っている

かと思います。令和 7 年度の支援員さんについてはもう配置予定はできているのでしょうか。

○地域スポーツコーディネーター

令和 7 年度分についてはですね、粉河中学校のテニスの男女についてはもう予定があります。貴志川中学校のハンドボールについてももう予定があります。陸上につきましては、単独で声をかけていい場合と協会を通さないといけない場合がありますので、協会や生涯スポーツ課とも相談しながら進めているところです。お願いしたい人に目星をつけてやっております。卓球についても同様です。

以上です。

○教育長

他にございませんか。

よろしいですか。

○C 委員

私もこの会に参加しているので質問するのも何かなと思うのですが。

令和 10 年度まで中体連は存続する。中体連、全中が存続するということでよろしいですか。

○地域スポーツコーディネーター

令和 9 年度から順次縮小していったって、令和 13 年度にはそれぞれ競技の専門部というのはなくなる方向で進んでいくということで聞いております。

○C 委員

13 年度以降は全国中学校体育連盟がもう消滅しているという理解でよろしいですか。

○地域スポーツコーディネーター

今 C 委員おっしゃってくれたように、私も令和 13 年度には各競技の専門部という団体はなくなる方向でいくと聞いております。中体連は強化研究団体になるのだということです。ただ、全国の組織はなくなるのですが、近畿・県については今後検討していくということで進んでいくようです。

○C 委員

わかりました。

○教育長

よろしいですか。

○C 委員

ということになると、中学校の学校主体の部活動、文化的な部活動も含めて、学校主体の部活動が地域展開に全部なるのは、目標としては令和 10 年度末ぐらい。令和 10 年度は、休日はもう全て地域展開になるということですか。学校主体の学校部活動は令和 13 年度を目処に、令和 14 年度からはなくなるという考えでいいですか。

○地域スポーツコーディネーター

今 C 委員さんがおっしゃってくれた方向ですが、これは国の方針として令和 13 年度には土日は完全に学校から切り離し、平日についてはそれに準じた形でできるような方向を見据えてという考えです。

○C 委員

例えば神戸市では、令和 7 年度にはもう完全になくなります、それぞれ地域クラブで活動してくださいとはっきりと示されております。紀の川市としては学校判断でとか土日は地域展開でも、平日はわからないというのであれば、それこそ人材バンクや部活動指導員というのが中途半端すぎて、学校の先生がいるので平日はもう学校へ任して、土日は地域展開にして土日は休んでもいいのではとか。中途半端になって、色々言うてるうちに何も変わってなかったというのが、地域総合型スポーツクラブを作りましょうという時に、中学校区単位でという方針でしたが、結局補助金が切れたら 1 個しか作ってなくて 1 個だけ残っただけということになっています。

委員長の先生もおっしゃっていましたが、失敗だったということです。これも失敗に終わらないようにするためには、どこかできちんと切らないといけないという思いもあるのですが、また私も参加しますので協議会で検討していきましょう。

以上です。

○教育長

C 委員が今言ってくれたように、これについてはまた来年度協議会ありますので、そこで煮詰めてもらって色んな課題を出してもらうなかで、紀の川市として一番いい方向を決めてもらえたらというふうに思っています。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

報告事項につきましては以上です。

---

◎その他について

○教育長

続きまして、日程第 6、その他に移ります。  
その他で何かございませんか。

○生涯スポーツ課長

【ジュニア駅伝について説明】

○教育長

ただ今ジュニア駅伝のお礼と、それと 4 月 6 日桃源郷ハーフマラソンについても簡単  
にご案内をさせていただきました。どうかよろしくお願いします。  
他にございませんか。

○生涯学習課長

【紀の川市人権啓発ポスター、人権標語作品集「紀の川」について説明】

○教育長

このことについて何かご質問等ございませんか。  
よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

その他で何かございませんか。

○事務局

それでは、事務局から次回の教育委員会の日程を連絡させていただきます。  
次回の教育委員会定例会の日程は、3 月 14 日金曜日、午前 9 時 30 分から、こちらの  
402 会議室において開催させていただきますのでよろしくお願いします。  
事務局からは以上です。

○教育長

他に何かございませんか。  
よろしいですか。

(発言する者なし)

---

◎閉会の宣告

○教育長

それでは、これで第 2 回の教育委員会定例会の議事は終了いたしましたので、これで定例会を終わります。

どうもありがとうございました。

閉会 11 時 15 分